

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 6

不利益処分の内容		景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しない者に対する原状回復等の命令
根拠法令及び条項		景観法第17条第5項
処 分 基 準	関係条項	景観法第16条 景観法施行令第11条 茅ヶ崎市景観条例第10条、第11条
	基準 (未設定の場合は その理由)	茅ヶ崎市景観計画による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年10月1日設定 (年 月 日最終変更)